

広島県告示第741号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成25年9月30日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県大竹市明治新開1番7 中国塗料株式会社 代表取締役社長 植竹 正隆
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市明治新開1番7 中国塗料株式会社大竹工場

2 申請の内容

71の2イ科学技術に関する研究の用に供する洗浄施設2基を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	71の2イ科学技術に関する研究の用に供する洗浄施設 (流し台F-1, F-2)
能	力	容量 96.6L
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着手30日後
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時～18時 10時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出される 汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		4～10	4～10
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	30	45
		浮遊物質		100	150
		窒素含有量		15	30
		燐含有量		3	3
		アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物		ND	ND
		1, 4-ジオキサン		ND	ND
		大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)		3,000	3,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		1		1	
汚水等の排出先		排水処理施設No. 1			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成25年9月30日から平成25年10月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市市民生活部環境整備課